一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級に十を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が十五等級から二十四等級までの場合は、二十四等級）が属する同表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

区分	割合
一等級	百分の八十
二等級	百分の八十
三等級	百分の八十
四等級	百分の八十二
五等級	百分の八十四
六等級	百分の八十六
七等級	百分の八十八
八等級	百分の九十
九等級	百分の九十二
十等級	百分の九十四
十一等級	百分の九十六
十二等級	百分の九十八
十三等級	百分の百
十四等級	百分の百三
十五等級	百分の百六
十六等級	百分の百九
十七等級	百分の百十二
十八等級	百分の百十五
十九等級	百分の百十八
二十等級	百分の百二十一
二十一等級	百分の百二十四
二十二等級	百分の百二十七
二十三等級	百分の百三十
二十四等級	

十九　法第九十三条第一項第一号、第三号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第四号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第六号又は第七号（これらの規定を法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる場合において、漁業共済組合が共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れ又は免れることが確実であると認められるときの第十七号又は前号の規定の適用については、漁業共済組合から支払を受け又は受けることが確実であると認められるものとみなす。

二十　令第二十二条第二号（令第三十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出（販売の目的によるものを除く。）があった場合における基準共済掛金率は、次の算式により算出した率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

$$A\times\frac{B\times12+C}{B+C}$$

Aは、表に掲げる率（同表備考第十六号から第十八号までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第十六号から第十八号までによって得た率）

Bは、当該申出に係る移動すべき共済目的たる養殖水産動植物の数量

Cは、当該申出に係る移動すべき共済目的たる養殖水産動植物以外の共済目的たる養殖水産動植物の数量

二十一　令第二十四条第三項（令第三十七条において準用する場合を含む。）の規定により指定された単位漁場区域に係るもの（当該共済契約に係る塡補方式が全病害不塡補方式又は特定病害不塡補方式である場合を除く。）についての基準共済掛金率は、表に掲げる率（同表備考第十六号、第十七号又は第二十号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第十六号、第十七号又は第二十号によって得た率）に百分の百から令第二十四条第四項（令第三十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該単位漁場区域につき指定された割合を差し引いて得た割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

二十二　法第百二十四条の二第一項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の継続申込特約がある場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（同表備考第十六号から第十八号まで、第二十号又は第二十一号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第十六号から第十八号まで、第二十号又は第二十一号によって得た率）に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。